

## おもいやり駐車場利用制度実施要綱

### (目的)

第1条 この制度は、福島県（以下「県」という。）がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 人にやさしいまちづくり条例第3条第1号に規定する公益的施設
- (2) 施設管理者 おもいやり駐車場を所有又は管理する者
- (3) おもいやり駐車場 公益的施設にある車椅子利用者用駐車施設のうち、施設管理者がこの制度の趣旨に賛同し協力を申し出た車椅子利用者用駐車施設

### (県及び施設管理者の役割)

第3条 県は、おもいやり駐車場を利用できる者に対し、申請に基づき利用証を交付するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用に努めるものとする。

### (利用証を交付する者の範囲)

第4条 利用証を交付する者は、次のいずれかに該当し、かつ歩行が困難な状況であるものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 難病患者等
- (5) 要支援高齢者等
- (6) 妊産婦
- (7) けが又は病気の者

### (利用証交付の申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

### (利用証の交付)

第6条 知事は、おもいやり駐車場の利用が適当と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、利用証（様式第2号または様式第3号）を交付するものとする。

2 利用証の有効期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第5号に掲げる者 無期限
- (2) 第4条第6号から第7号に掲げる者 別表に定める期間

(利用者の責務)

第7条 利用者は、おもいやり駐車場を利用する際には利用証を車両の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第8条 利用者は、利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(利用証の返却)

第9条 利用者は、交付を受けた利用証の有効期間が満了した場合又は第4条に該当しなくなったときは、速やかに当該利用証を知事に返却しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、利用者に対し利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用者が利用証を他人に譲渡し若しくは貸与し又は利用させたとき
- (2) その他おもいやり駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力申出)

第10条 第2条第3号による協力申出は、おもいやり駐車場利用制度協力申出書（様式第5号）を知事に提出することにより行うものとする。

(施設管理者の協力)

第11条 施設管理者は、正当な理由が無い限りおもいやり駐車場に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場に案内標示看板（様式第6号）を設置するものとする。

3 施設管理者は、おもいやり駐車場に関する問題が発生した場合、県と協力して解決するものとする。

(周知)

第12条 知事及び施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前のおもいやり駐車場利用制度実施要綱第5条の規定によりされている利用証交付の申請及び第8条の規定によりされている利用証の再交付申請並びに第6条第1項の規定により交付された利用証及び第11条第2項の規定により設置された案内表示看板については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に、この要綱による改正前のおもいやり駐車場利用制度実施要綱の規定に基づいてなされた申請は、この要綱による改正後のおもいやり駐車場利用制度実施要綱の相当規定に基づいてなされた申請とみなす。
  - 3 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前のおもいやり駐車場利用制度実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月30日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の前に、この要綱による改正前のおもいやり駐車場利用制度実施要綱の規定に基づいてなされた申請は、この要綱による改正後のおもいやり駐車場利用制度実施要綱の相当規定に基づいてなされた申請とみなす。
  - 3 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前のおもいやり駐車場利用制度実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。